文教委員会資料②

- 1 所管事務の調査(報告)
 - (2) 「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について

資料 1 「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について

資料 2 パブリックコメント手続資料

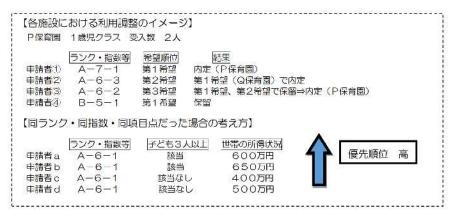
参 考 資 料 川崎市保育所等の利用調整実施要綱

こども未来局 (令和4年5月26日)

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について

1 保育所等利用調整の概要

保育所の入所については児童福祉法第24条第3項により、保育所の定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされています。本市においては「川崎市保育所等の利用調整実施要綱(以下「要綱」という)」に基づき、各世帯の保育の必要度合を、要綱別表「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準(以下「利用調整基準」という)」に定めるランク・指数・項目点により点数化し、施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定としています。



2 利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性の確保を図るため、これまでも、国から示された新たな優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりましたが、今回、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「支援法」という)の施行等に伴い、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、それぞれ最も効果的な時期から適用します。

- ≪対象≫
- (1) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱い (新設)
- (2)要綱別表の項目の一部について実効性等を踏まえた記載の見直し
- 3 **医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱いについて**(令和4年10月から適用)

(1) 利用調整基準の見直しに至る背景

本市における医療的ケア児の受入については、これまで保育所で実施可能なケアの内容等を十分検討した上で、平成28年度より原則として公立保育所のセンター園において、たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限り受け入れを行ってきたところです。

このような状況下において令和3年度には支援法が施行されたことにより、保育所等においては医療的ケア児に対して**適切な支援を行う責務を有するものとされたこと、**また、**今後、高まることが予想される保育所等の利用ニーズを見据えて、受け入れ可能園を順次拡充していくことなど早急な対応が求められることとなりました。**

一方で、医療的ケア児の受入にあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制の構築など、特に慎重にする必要があることから、まずは現状の対応実績のあるケアの範囲で、公立保育所のブランチ園において、令和4年度の環境等整備が整った時点より、順次受け入れを開始していくこととしました。

利用調整については、各世帯の保育の必要度合を親の就労状況等を点数化した上で、受入順位を判定していますが、こうした状況を受けて、医療的ケア児については、支援法の趣旨を尊重し、**新たに優先的な取扱いを設けることとしました。**

(2) 主な改正内容

①医療的ケア児の申込みにあたっては別表 $1 \cdot 2$ のランク(就労等による保育必要量)等に関わらず、**ランク「A」 指数「15」とする優先的な取扱いを定める**こととします。

②複数の者が同ランク同指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指数等で比較するものとします。 ③対象となる保育所は原則として、**公立保育所のうち指定する園**とします。

- ※たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限ります ※入所にあたっては入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合において は、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か審議を行い、保育が困難と判断さ れた場合については内定を取り消すことがあります(すべてのお子さんに対する共通の取扱いです)。
- (3) 医療的ケア児受入に関わる今後の取組について

民間保育所を含めた施設の拡充や対応可能なケアの拡充については、ブランチ園での拡充におけるニーズ等を踏まえ、**令和4年度から今後の拡充等の方向性の検討を開始します**。

【医療的ケア児の入所に関する相談件数】

公立保育所も	ンター園(7)	か所)					
1 5C+O=W	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4 (4/1 時点)
入所相談	13件	14件	18件	24 件	27件	25 件	
入所数	2園2名	6園6名	7園7名	6園6名	6園7名	6園8名	3園5名
ケアの内容	痰の吸引			痰の吸引・	経管栄養・導	尿	

【ノフンチ園に	_ おける翌	備スケシュ	ール楽』				
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
令和4年度	藤崎	古川	下小田中	津田山	菅生	生田	高石
令和5年度	東小田	夢見ヶ崎	中丸子	蟹ヶ谷	中有馬	菅	上麻生

4 その他の見直し項目について(令和5年4月入所から適用)

(1) 利用調整基準の見直しに至る背景

令和4年度保育所等入所申請に際し、区役所窓口等において課題と感じたこと等を整理し、必要な見直しを行うものです。

(2) 主な改正内容

- ①別表2「同居親族等の状況」のうち、「近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合(-1点)」の削除 コロナ禍において、近年家族間の付き合い方等にも制限・変化があること等を踏まえて、項目を削除します。
- ②別表3認可外保育施設等に児童を預けている場合の期間の算定における「(育児休業期間は除く。)」という記載を「(<u>申請児童の</u>育児休業期間は除く。)」に改める。

申請児童にきょうだいがいる場合において、きょうだいの育児休業期間の影響を受けることなく、認可外保育施設等に児童を預けている場合の期間を算定することが最も合理的であることから記載を改めます。

5 今後のスケジュール

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
•	常任委員会	ま(パブリッ	クコメント	実施報告)						
	●パブリ	ー リックコメン	ト手続							
				任委員会(パブリック	ロメント結り	果報 告)			
	/		•/	ペブリック=	メント結果	公表				
					●令和5年	■ ■4月入所	申請(☆そ	の他の見	直し項目の	適用)
					☆医療的·	ケア児の個	先的取扱	い適用		

パブリックコメント手続資料

川崎市保育所等の利用調整実施要綱の一部改正について 一市民の皆様から意見を募集しますー

保育所の入所については、保育所の定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされています。本市においては「川崎市保育所等の利用調整実施要綱(以下「要綱」という)」に基づき、各世帯の保育の必要度合を、要綱別表「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準(以下「利用調整基準」という)」に定めるランク・指数・項目点により点数化し、施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定としています。

同基準は、保育所等を希望する方への公平性の確保を図るため、これまでも、国から示された新たな優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりましたが、今回、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行等に伴い、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、効果的な時期から適用します。

つきましては、市民の皆様に御報告するとともに、広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和4年6月3日(金)から7月4日(月)まで

※郵送の場合:7月4日(月)当日必着

持参の場合: 7月4日(月) 17 時15 分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、 川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

※その他、市内の認可保育所等のほか、「かわさき子育てアプリ」でもお知らせします。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内 に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した 結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

令和4年8月

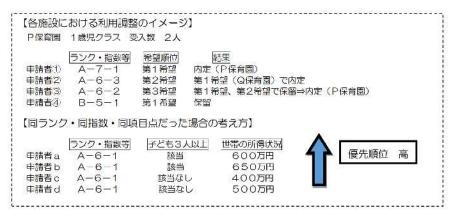
5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課 電話 044-200-3632 FAX 044-200-3933

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について

1 保育所等利用調整の概要

保育所の入所については児童福祉法第24条第3項により、保育所の定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされています。本市においては「川崎市保育所等の利用調整実施要綱(以下「要綱」という)」に基づき、各世帯の保育の必要度合を、要綱別表「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準(以下「利用調整基準」という)」に定めるランク・指数・項目点により点数化し、施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定としています。



2 利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性の確保を図るため、これまでも、国から示された新たな優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりましたが、今回、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「支援法」という)の施行等に伴い、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、それぞれ最も効果的な時期から適用します。 《対象》

- (1) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱い(新設)
- (2)要綱別表の項目の一部について実効性等を踏まえた記載の見直し
- 3 **医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱いについて**(令和4年10月から適用)

(1) 利用調整基準の見直しに至る背景

本市における医療的ケア児の受入については、これまで保育所で実施可能なケアの内容等を十分検討した上で、平成28年度より原則として公立保育所のセンター園において、たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限り受け入れを行ってきたところです。

このような状況下において令和3年度には支援法が施行されたことにより、保育所等においては医療的ケア児に対して**適切な支援を行う責務を有するものとされたこと、**また、**今後、高まることが予想される保育所等の利用ニーズを見据えて、受け入れ可能園を順次拡充していくことなど早急な対応が求められることとなりました。**

一方で、医療的ケア児の受入にあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制の構築など、特に慎重にする必要があることから、まずは現状の対応実績のあるケアの範囲で、公立保育所のブランチ園において、令和4年度の環境等整備が整った時点より、順次受け入れを開始していくこととしました。

利用調整については、各世帯の保育の必要度合を親の就労状況等を点数化した上で、受入順位を判定していますが、こうした状況を受けて、医療的ケア児については、支援法の趣旨を尊重し、**新たに優先的な取扱いを設けることとしました。**

(2) 主な改正内容

①医療的ケア児の申込みにあたっては別表 $1 \cdot 2$ のランク(就労等による保育必要量)等に関わらず、**ランク「A」 指数「15」とする優先的な取扱いを定める**こととします。

②複数の者が同ランク同指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指数等で比較するものとします。 ③対象となる保育所は原則として、**公立保育所のうち指定する園**とします。

※たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限ります ※入所にあたっては入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合において は、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か審議を行い、保育が困難と判断さ れた場合については内定を取り消すことがあります(すべてのお子さんに対する共通の取扱いです)。

(3) 医療的ケア児受入に関わる今後の取組について

民間保育所を含めた施設の拡充や対応可能なケアの拡充については、ブランチ園での拡充におけるニーズ等を踏まえ、**令和4年度から今後の拡充等の方向性の検討を開始します**。

【医療的ケア児の入所に関する相談件数】

公立保育所も	ンター園(7)	か所)					
入所相談	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4 (4/1 險点)
人別和日政	13件	14件	18件	24 件	27件	25 件	-
入所数	2園2名	6園6名	7園7名	6園6名	6園7名	6園8名	3園5名
ケアの内容	痰の吸引			痰の吸引・	経管栄養・導	尿	

【ブランチ園における整体	備スケジュ	ール案】		
1116857	+67	ch GE E 7	= > + 5	-

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
令和4年度	藤崎	古川	下小田中	津田山	菅生	生田	高石
令和5年度	東小田	夢見ヶ崎	中丸子	蟹ヶ谷	中有馬	菅	上麻生

4 その他の見直し項目について(令和5年4月入所から適用)

(1) 利用調整基準の見直しに至る背景

令和4年度保育所等入所申請に際し、区役所窓口等において課題と感じたこと等を整理し、必要な見直しを行うものです。

(2) 主な改正内容

- ①別表2「同居親族等の状況」のうち、「近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合(-1点)」の削除 コロナ禍において、近年家族間の付き合い方等にも制限・変化があること等を踏まえて、項目を削除します。
- ②別表3認可外保育施設等に児童を預けている場合の期間の算定における「(育児休業期間は除く。)」という記載を「(申請児童の育児休業期間は除く。)」に改める。

申請児童にきょうだいがいる場合において、きょうだいの育児休業期間の影響を受けることなく、認可外保育施設等に児童を預けている場合の期間を算定することが最も合理的であることから記載を改めます。

5 今後のスケジュール

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
•	常任委員会	ま(パブリッ	クコメント	実施報告)						
	●パブリ	ー リックコメン	卜手続							
				任委員会(パブリック	ロメント結り	果報 告)			
	/		•/	ペブリック=	メント結果	公表				
					●令和5年	■ ■4月入所	申請(☆そ	の他の見	直し項目の	適用)
					☆医療的·	ケア児の個	先的取扱	い適用		

4 利用調整

(1) ランク・指数等による優先順位の判定について

参考資料

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。

利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」 (16ページ~、以下「利用調整基準」という。) に基づき、ランク・指数・項目点により点数化し、点数の高い順 に入所内定としています。

ランク等は、申請締切日時点の状況 (提出書類) で判断し決定します。 不足書類や記入もれのないようご注意くだ さい。ただし、入所希望日までにランク等に変動が生じ、ランク等が下がることが判明した場合はこの限りではあ りません。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ラン ク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表 1 (16ペー ジ)に基づき、各保護者をA~Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

(例)次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

|a世帯| 世帯ランクB >> |b世帯| 世帯ランクC 父ランク:B

父ランク:A 母ランク: C

母ランク:B

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」(17ページ) により、指数(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調 整項目表」(18ページ)により、項目点(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①~③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」(18ページ)に より、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①~④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします(18ページ参照)。

(2) 内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、 それぞれ利用調整を行います(希望できる園数は必ず通園可能な範囲で第20希望までです。)。

複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設1か所のみを入所内定します。複 数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細に ついては15ページをご覧ください。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

ランク・指数等 希望順位 結果 $\overline{A-7}-1$ 内定 (P保育園) 申請者(1) 第1希望

申請者② A - 6 - 3第2希望 第1希望(Q保育園)で内定

第1希望、第2希望で保留⇒内定(P保育園) 申請者③ A - 6 - 2第3希望

B-5-1 申請者④ 第1希望

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況
申請者a	A-6-1	該当	600万円
申請者b	A-6-1	該当	650万円
申請者c	A-6-1	該当なし	400万円
由請者と	A - 6 - 1	該当なし	500万円



(3) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱いについて(令和4年10月から適用)新設

本市における医療的ケア児の受入については、これまで保育所で実施可能なケアの内容等を十分検討した上で、 平成28年度より原則として公立保育所のセンター園において、たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限り受け入れを行ってきたところです。

このような状況下において令和3年度には支援法が施行されたことにより、保育所等においては医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有するものとされたこと、また、今後、高まることが予想される保育所等の利用ニーズを見据えて、受け入れ可能園を順次拡充していくことなど早急な対応が求められることとなりました。

一方で、医療的ケア児の受入にあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制の構築など、特に慎重にする必要があることから、まずは現状の対応実績のあるケアの範囲で、公立保育所のブランチ園において、令和4年度の環境等整備が整った時点より、順次受け入れを開始していくこととしました。

利用調整については、各世帯の保育の必要度合を親の就労状況等を点数化した上で、受入順位を判定していますが、こうした状況を受けて、医療的ケア児については、支援法の趣旨を尊重し、新たに優先的な取扱いを設けることとしました。

- ア 医療的ケア児の申込みにあたっては別表1・2のランク(就労等による保育必要量)等に関わらず、ランク「A」指数「15」とする優先的な取扱いを定めることとします。
- イ 複数の者が同ランク同指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指数等で比較するものと します。
- ウ 対象となる保育所は原則として、公立保育所のうち指定する園とします。
 - ※たんの吸引(経鼻、経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)及び経ろう孔(胃ろう)、導尿(間欠導尿)に限ります。
 - ※入所にあたっては入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合に おいては、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か審議を行い、保育が 困難と判断された場合については内定を取り消すことがあります。

(4) 保育士等の子どもの利用調整上の優先的な取扱い

川崎市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等の子どもについては、利用調整上、優先的な取扱いを行います。 なお、この取扱いは、昨今の保育士不足により、保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応する時限的な措置です。

≪取扱いの対象となる方≫ (ア~ウの全てに該当する必要があります。)

- ア 川崎市内在住の方
- イ 保育士又は看護師等の保育士の配置基準を満たす資格又は免許を有していること。
- ウ 現に、1月について 120 時間以上、川崎市内に所在する次の①~⑧のいずれかの施設等で就労(就労内定含む) していること。
 - ①認可保育所、認定こども園
 - ②地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)
 - ③認可幼稚園
 - ④企業主導型保育施設
 - ⑤病児・病後児保育施設
 - ⑥川崎認定保育園
 - ⑦おなかま保育室
 - 8地域保育園
 - ※保育所等に入所した場合、ア〜ウを満たし、入所日から起算して2年以上従事すること(育児休業・病気休職等の休職期間は除く。)が必要です。

(5) 産休明け保育(生後43日目~)の取扱い

川崎市では、生後43日目から4か月未満又は5か月未満のお子さん(公立:4か月未満、民営:5か月未満)の保育を「産休明け保育」としています。産休明け保育については、実施園が限られ、受入枠も少人数となります(例:0歳児クラス6名中のうち、産休明け児は3名まで等)。また、通常保育よりも保育時間は短くなります。

各施設の産休明け保育の受入枠の上限を超えた場合は、ランク・指数等がより低いお子さん(産休明け以外)を内定とする場合があります。

川崎市 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

別表1

番号		保護者の	D状況	細	ランク
		-1 \\		月実働140時間以上就労	А
		外労働		月実働120時間以上140時間未満就労	В
1		を除く)		月実働100時間以上120時間未満就労	С
'	(注1)		月実働80時間以上100時間未満就労	D
				月実働64時間以上80時間未満就労	Е
				就労先確定(注2)	F
				月実働140時間以上就労	Α
				月実働120時間以上140時間未満就労	В
			中	月実働100時間以上120時間未満就労	С
			心 者	月実働80時間以上100時間未満就労	D
	自営			月実働64時間以上80時間未満就労	Е
2		外自営、		就労先確定(注2)	F
_		等が経営の		月実働140時間以上就労	В
		を含む)		月実働120時間以上140時間未満就労	С
	(注3	~5)	協 力 者	月実働100時間以上120時間未満就労	D
			者	月実働80時間以上100時間未満就労	Е
				月実働64時間以上80時間未満就労	F
				就労先確定(注2)	G
	1710			 出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当	
3	吐贩	• 出産		- たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D
				(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院	
				(2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。)	
				・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合	Α
	疟病	• 負傷 •		・療育手帳の交付を受けている場合	, ,
4	心身			・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	
				疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	С
				慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されて	
				いる場合	Е
		病院等居宅	等居宅外での介護 介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用		A∼E
5	介	M301-7-1-C			
5	護	居宅内での	介護(通院・通所	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用。	۸
		の付添いを含	きむ。)	ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。	A∼E
6	災害	复旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A∼E
	± p * > :			 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、	
7	就学			保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A∼F
8	求職	 舌動等		 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	Н
				自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注	
		ひとり親世	帯等	6)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A∼F
				生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高	
	市長	生計中心者	の失業	い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A∼F
9	市長による特例			The table of the control of the cont	\vdash
	よる			その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合	
	特例			例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、	
	ניצו	その他		家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合	A~H
				児童を養育する能力に著しく欠如している場合	
				対象児童が障害を有している場合	
<u> </u>	<u></u>				

注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。

注2 入所月内に就労することが決定していること。

注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。

注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。

注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。

注6 就労につながる就学先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)。

	والم ا	<u>表2</u>	╛
項目	細 目	指数	
	(1) 両親不存在世帯		1
世帯状況	両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15	
	(2) 母子世帯		1
※就労先が確定した場合に別表1	配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアから才に該当する場合		
こて優先されているひとり親世帯	ア・配偶者との離婚又は死別		
等・生計中心者の失業については、	イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上	10	
「(5) 別表1で優先されている	ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている		
「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で	エ婚姻によらないで母になった女子		
憂先されている「生計中心者の失	オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子		
・・・・・・・・・・・・・・・・・****************	(3) 父子世帯		1
※各細目の重複適用はしないもの	母子世帯に準じる。	10	
こする。(例:父子世帯と生活保護世	(4) 生活保護世帯等		1
勝等に該当した場合は指数の高い 1000円	17	7	
と子世帯の扱いとする。)	と認められる場合(注1)	'	
	7 2 2 2 3 3 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4		1
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」	7	
	別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1)		_
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」	_	
	 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1)	7	
			-
連携施設が設定されていない地域	 卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7	
!保育事業の卒園児(注1)		·	
対型保育事業卒園児で、連携施設			
希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2	
労実績	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2	1
÷2)	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1	1
ョー・ 図可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は	'	1
	転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施	2	
	施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合)	_	
毘童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行		1
		1	
] 居の親族等の状況	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3	1
主3)	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1	-
107	近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合	<u>-1</u>	¥
	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰		┧╚
:休明リメは自休明リ 主4)	座体明け、自体明けずた有(4月 日人別にけいては、一次選号の中込期限以降が94月中の復帰 者を含む。)	2	
±4) :回の申込み以前に育児休業を取	句を含む。/ 特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、		1
が凹の中込み以削に育児体業を取 引し退所した児童	特定教育・保育施設、地域空保育事業美施施設を利用していたが、保護者が育児体業を取得し、 自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、	10	
の。		10	
	当該児童のきょうだいについては、この限りではない。		-
を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰	2	
<u>‡</u> 4)	者を含む。)		-
	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、		
う回の申込み以前に育児休業を取 31、3351、たい音	自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、	10	
引し退所した児童 選業者が悪度の小白時間の担合(注	当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	5	
R護者が重度の心身障害の場合(注	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を	3	
5)	受けている場合		
	療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合		1
記祉事務所長が特に必要と認めた 300	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認め		
	た場合	1 =	
	例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性	15	
	が高く、社会的養護が必要な場合 		
		l	L

注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注5 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。

注6 合計指数の上限は15点とする。

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。 注2 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の 就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表3

項目	項目点	
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1	
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1	
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯 (<u>申請児童の</u> 育児休業期間は除く。)(注3)	1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯 (<u>申請児童の</u> 育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5)	1~5	追記
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯(注6)	1	
既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重複して適用することができる。)	1	
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注7)	1	
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注8)	0 ~ -3	

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。
- 注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。
- 注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。
- 注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(中請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行うものとする。
- 注7 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。
- 注8 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯(注 1)
2	所得状況のより低い世帯(注2)

- 注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。
- 注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。

川崎市保育所等の利用調整実施要綱

制 定 平成26年 9月29日

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項に基づく保育の実施に当たっては、法、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)、川崎市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年川崎市規則第71号。以下「規則」という。)及び川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号)に定めるもののほか、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(教育・保育給付認定の審査等)

- 第2条 区長は、小学校就学前子どもの保護者(以下「保護者」という。)から、法20条第1項に規定する申請があったときは、法等に基づき、当該子どもの保育を必要とする要件等に該当するかについて審査し、要件を満たす場合には、規則第6条第1項に規定する教育・保育給付認定決定通知書及び同条第2項に規定する支給認定証(保護者が交付を希望する場合に限る。)を概ね30日以内に交付するものとする。
- 2 区長は、当該子どもの保育を必要とする要件等を満たさない場合には、保 護者に対し教育・保育給付認定をしない旨を規則第6条第3項に規定する教 育・保育給付認定却下通知書により通知する。

(利用の審査等)

- 第3条 福祉事務所長(以下「所長」という。)は、保護者から保育所等への利用申込み(他市町村からの申込みを含む。)があったときは、法等に基づき、利用申込みのあった子ども(以下「申込み子ども」という。)の保育の必要度を審査する。
- 2 所長は、前項の審査及び保育の必要度の決定に必要な書類について、指定 する期日までに保護者から提出を求め、必要があるときは、面接又は実地調 査等を行うことができる。
- 3 所長は、他市町村又は市内他管区に所在する保育所等の利用申込みがあった場合は、当該市町村又は当該管区を管轄する所長と協議する。
- 4 保育所等への利用申込みにあたっては、保護者が希望できる施設数は20 を上限とする。

(利用調整)

- 第4条 所長は、利用を希望する保育所等の定員を超えて申込みがある等の理由により、申込み子どもについて全員同時に内定とすることができない場合は、利用調整会議を開催し、別表第1から別表第3までに掲げる基準等(以下「利用調整基準」という。)に基づき利用調整を行い、次項に定めるランク・指数等の高い申込み子どもから順に内定とする。ただし、調整の必要がない場合については、利用調整会議に代え、持ち回り会議によることができる。
- 2 所長は、前項の利用調整を行うに当たっては、利用調整基準に基づき各申 込み子どもにランク・指数等を付与するものとする。
- 3 所長は、利用調整の結果、内定とすることができない申込み子どもについては、第7条に基づく利用不承諾の決定を行う場合を除き、これを利用保留

とする。

- 4 所長は、保育所等を利用している子どもの転園希望よりも保育の実施を受けていない子どもの申込みを利用調整上優先する。ただし、転居や勤務先の変更等により、利用中の保育所等の利用継続が困難と認められる場合、きょうだいが別々の保育所等を利用していて、どちらか一方の保育所等への転園を希望する場合、公立保育園の民営化に伴い転園を希望する場合、又は保育所等が分園・本園化するに伴い転園を希望する場合は、保育の実施を受けていない子どもの申込みと同等に取り扱う。
- 5 所長は、市内他管区からの利用委託協議については、管轄が異なることに よる利用調整上の区別は行わない。
- 6 所長は、原則として、市外からの利用委託協議のあった子どもよりも市内 の子どもを優先して利用調整を行う。ただし、市内への転入が確実な子ども については、市内の子どもとみなす。
- 7 利用調整会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 所長又は利用調整業務担当課長
- (2)利用調整業務担当係長又は利用調整業務担当職員(次号の者を除く。)
- (3) 当該保育所等の利用調整業務担当職員
- (4) その他所長が必要と認める関係者又は関係職員

(保育士等の子どもの利用調整上の取扱い)

第4条の2 前条第2項の規定にかかわらず、所長は、市内の子どもの保護者の一方が次の各号のいずれにも該当することを誓約し、かつ、提出書類によりその事実が確認できる場合は、同項のランク及び指数を、それぞれA及び15と判定するものとする。ただし、この規定を適用する保護者の配偶者がAランク未満となる場合は、前条第2項の規定によるランクを子どものラン

クとするものとする。

- (1)保育士(保育教諭を含む。)、保健師、看護師、准看護師、助産師、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭(以下「保育士等」という。)のいずれかの資格又は免許を有していること。
- (2) 1月当たりの勤務時間数が120時間以上であって、市内に所在する次のアからクまでのいずれかの施設等で就労していること又は保育所等入所月から就労する予定であること。
 - ア 法第7条第4項に規定する教育・保育施設
 - イ 法第7条第5項に規定する地域型保育事業を実施する施設
 - ウ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
 - エ 企業主導型保育事業を実施する施設
 - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児・病後児保育施設
 - カ 川崎認定保育園
 - キ おなかま保育室
 - ク 川崎市が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」 を発行し、入所申請締切日においてその効力が有効であり、入所日にお いても同様である地域保育園
- (3)子どもが保育所等に入所した場合は、前号のいずれかの施設等において、 入所日から起算して、2年以上従事すること。
- (4)前3号の規定にかかわらず保育士等に該当しない保護者の一方がAランク以外の場合は、保育士等に該当しない保護者のランクを子どものランクとする。
- 2 所長は、児童福祉の観点から利用調整基準別表第1においてAランク、利用調整基準別表第2において指数15と判定した申込み子どもを、前項に該当する申込み子どもよりも利用調整上優先する。

- 3 所長は、第1項の規定によりランクA及び指数15と判定した2者以上の 申込み子どもの利用調整は、利用調整基準別表第3を適用せず、当該者の前 条第2項の規定により付与されたランク及び指数により行うものとする。
- 4 所長は、前項によってもランク及び指数が同等となった2者以上の申込み 子どもの利用調整は、利用調整基準別表第3を適用し、行うものとする。

(年度途中に新規開設する保育所等の利用調整)

第5条 年度途中に新規開設する保育所等の開設月における利用調整については、他の保育所等の利用調整よりも先に行い、内定となった申込み子どもは、他の保育所等の利用調整の対象とはならない。

(地域型保育事業実施施設を卒園する子どもの利用調整)

- 第6条 家庭的保育事業実施施設、小規模保育事業実施施設及び事業所内保育 事業実施施設(以下「地域型保育事業実施施設」という。)を卒園予定の子 ども(事業所内保育事業実施施設の従業員枠の子どもを除く。以下同じ。) については、地域型保育事業の安定性を確保するため、次に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める取扱いとする。
 - (1) 卒園後の受入れを行う連携施設が設定されている場合 地域型保育事業 実施施設を卒園予定の子どもについては、連携施設において他の申込み子 どもよりも優先して利用調整を行う。
 - (2) 卒園後の受入れを行う連携施設が設定されていない場合 市長が近隣の 保育所等を協力施設として定めたうえで、地域型保育事業実施施設を卒園 予定の子どもについては、他の申込み子どもより優先して利用調整を行う。
- 2 卒園後の受入れを行う連携施設又は協力施設の設定がされる前から地域型 保育事業実施施設を利用している場合であって、前項の規定による利用調整

を希望しなかった卒園予定の子どもについては、利用調整において連携施設 が設定されていない地域型保育事業実施施設の卒園児とみなす。

- 3 市内の事業所内保育事業実施施設の従業員枠を卒園予定の子どもについては、利用調整において連携施設が設定されていない地域型保育事業実施施設の卒園児とみなす。
- 4 地域型保育事業実施施設を卒園する子どもについては、第4条の2の規定は適用しない。

(利用調整の特例)

- 第6条の2 第4条第1項の規定にかかわらず、所長は、きょうだい同時同園 申込みによる子どもの一方が内定とならない場合は、他方の子どもについて も内定としない。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、所長は、0歳児について、保護者が産前産後休業明けの子ども(市が設置し運営する保育所においては生後43日目から4か月未満までの子どもを、その他の保育所等においては生後43日目から5か月未満までの子どもをいう。)の利用申込みが保育所等が受入れできる人数を超えた場合で、保育所等が当該子ども以外の0歳の子どもを受け入れることができるときは、受入れできる人数を超えた当該子どもは内定とせず、ランク・指数等の高い当該子ども以外の0歳の子どもから順に内定とする。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、所長は、認可保育所又は小規模保育事業実施施設へ移行する認可外保育施設を利用している子どものうち、第2条に規定する要件を満たす子どもについては当該施設においては他の申込み子どもよりも優先して利用調整を行う。
- 4 第4条第1項の規定にかかわらず、所長は、認定こども園へ移行する幼稚

園又は認可外保育施設を利用している子どものうち、第2条に規定する要件 を満たす子どもについては当該施設においては他の申込み子どもよりも優 先して利用調整を行う。

(利用の不承諾)

- 第7条 所長は、利用調整時点等において、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育所等への利用を不承諾とすることができる。
 - (1) 申込書及びこれに付随する書類の内容に虚偽があった場合
 - (2) 申込み子どもが疾病等であり、年度内の集団保育が困難であるとの専門 家等の助言を受けた場合

(内定等の通知)

第8条 所長は、第3条から前条までの規定により内定又は利用保留若しくは 利用不承諾の決定を行ったときは、その結果を速やかに保護者に通知する。

(保育所等への通知)

第9条 所長は、第4条の規定により内定とするときは、利用調整会議の結果 を当該申込み子どもが利用する保育所等の長に送付し、児童台帳を整備しな ければならない。

(利用者負担額等の決定)

- 第10条 区長は、規則第9条の規定に基づき、保護者が負担する利用者負担 額及び規則第10条の規定に基づき、食事の提供に要する費用の支払の免除 に関する事項(以下、「利用者負担額等」という。)を決定する。
- 2 区長は、利用者負担額等の決定にあたり、子どもの父母のみの収入では世

帯の生計維持が困難と判断される場合で、直系血族の収入で生計を維持していると認められる場合には、家計の主宰者の認定を行ったうえで、父母及び家計の主宰者の課税状況によりこれを決定するものとする。

- 3 区長は、利用者負担額等の決定を行ったときは、その結果を速やかに保護者に通知する。
- 4 区長は、父母又は家計の主宰者の課税状況が変更された場合には、当該年 度内において遡及して利用者負担額等を変更決定し、その結果を速やかに保 護者に通知する。

(特別な支援を要する子ども等)

- 第11条 所長は、申込み子どもが特別な支援を要する場合又は公的な機関等において保育所等での保育の実施が必要であると判断される場合は、保育の 実施を行うことができるように配慮する。
- 2 所長は、特別な支援を要する子どもで、医療的ケアが必要な子どもについて、保護者からの事前の申し出を受けた場合は、受け入れることが可能な保育所等が限られていることから、保育の実施を行うことができるように配慮する。

(育児休業取得者の取扱い)

第12条 保護者が育児休業等を取得した場合において、育児休業取得以前から保育所等を利用している子どもについて、保護者から保育の継続実施の申立てがあったときは、家庭状況等を確認のうえ、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、育児休業期間中も引き続き保育の実施を行うことができる。

(求職活動中の取扱い)

第13条 所長は、求職活動中を要件とする保育の実施にあたっては、求職活動に必要と認められる2か月以内の期間を保育の実施期間(以下「実施期間」という。)と定め、内定とする。

(異動届)

第14条 内定を受けた子どもの保護者は、保育の実施期間中に子ども又は保護者の氏名、住所、電話番号、勤務先、勤務状況等に変更が生じた場合は、その旨を異動届(第1号様式)により遅滞なく所長に届け出なければならない。

(祖父母の保育者としての取扱い)

第15条 所長は、利用調整にあたり、利用希望日において同居の祖父母の有無について聴き取り等により確認し、65歳以上の同居の祖父母がいる場合には、聴き取り等により当該祖父母が保育ができないことを確認するものとし、65歳未満の同居の祖父母がいる場合には、当該祖父母が保育ができないことを証明する就労証明書(第2号様式)又は就労状況申告書(第3号様式)等の提出を保護者に求めるものとする。

(申込み時期)

- 第16条 翌年度4月1日から保育の実施を希望する保護者は、市長が指定する期日までに所長に利用申込みをしなければならない。
- 2 年度途中において保育の実施を希望する保護者は、利用開始希望月の前月 10日までに所長に利用申込みをしなければならない。ただし、緊急やむを 得ないと所長が認める場合及び年度途中における保育所等の新規開設がある

場合は、この限りではない。

(保育の実施の解除)

- 第17条 所長は、利用承諾を行った子どもが次の各号のいずれかに該当する ときは、保育の実施を解除することができる。
 - (1) 保育の必要性の事由を満たさなくなったとき。
 - (2) 教育・保育給付認定期間が終了したとき。
 - (3) 利用開始後、集団生活に支障をきたしたとき。
 - (4) 虚偽申請の事実が判明したとき。
 - (5) 保護者から利用終了の申し出があったとき。
 - (6) その他保育の実施の継続が不適当であると認めたとき。
- 2 所長は、前項の規定により保育の実施を解除したときは、速やかに保護者に通知する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、保育の実施に関し必要な事項は、こ ども未来局長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の 規定及び利用調整基準については、平成27年4月1日以降に利用を希望する 申込み子どもの調整について適用する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条

の規定及び利用調整基準については、平成28年4月1日以降に利用を希望する申込み子どもの調整について適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定については、平成29年4月1日以降に保育所等の利用を希望する申込み子どもの利用調整から適用する。

附則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。ただし、改正後の第4条 第2項の規定については、平成30年4月1日以降に保育所等の利用を希望す る申込み子どもの利用調整から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の 2の規定及び第6条第4項の規定については、平成30年5月1日以降に保育 所等の利用を希望する申込み子どもの利用調整から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、 当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、 当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月4日から施行し、令和2年9月9日から適用 する。ただし、改正後の別表第1の規定については、令和3年4月1日以降 に保育所等の利用を希望する申込み子どもの利用調整から適用する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、 当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表第1 (第4条関係)

「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」

番号	保護者の状況		細目	ランク
	居宅外労働(自営を除く) (注1)		月実働140時間以上就労	А
1			月実働120時間以上140時間未満就労	В
			月実働100時間以上120時間未満就労	С
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
			月実働140時間以上就労	Α
			月実働120時間以上140時間未満就労	В
		ф	├── │ 月 実 働 1 0 0 時 間 以 上 1 2 0 時 間 未 満 就 労	С
		心者	月実働80時間以上100時間未満就労	D
	 自 営	В	月実働64時間以上80時間未満就労	E
	〕		就労先確定(注2)	F
2	族等が経営の自		月実働140時間以上就労	В
	営を含む)			С
	(注3~5)	協	月実働120時間以上140時間未満就労	
		カ	月実働100時間以上120時間未満就労	D
		者	月実働80時間以上100時間未満就労	E
			月実働64時間以上80時間未満就労	F
			就労先確定(注2)	G
			│出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの │間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場	
3	妊娠・出産			D
			切迫流産等は「疾病」と扱う。	
	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院	
			(2)重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。)	
			・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の	Α
			交付を受けている場合	
4			・療育手帳の交付を受けている場合	
			・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安 │静加療を指示されている場合	С
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月	
			以上自宅での療養を指示されている場合	Е
	病院等居宅	外で	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準	A ~ E
	介の介護		用	A~E
5	居宅内での		通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時	
	護(通院・通所の		間をもとに、番号1の細目を準用。ただし、介護サービ	A ~ E
	付添いを含	ر ه تع	ス等が利用できる時間は除く。	
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号 │1の細目を準用	$A\sim E$
			マ業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する	
7	 就 学		場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることがで	$A \sim F$
			きない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態として	Н
			いる場合	

市長によ		ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注6)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A ~ F
	生計中心者の失 業	生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困 窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定 した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準 用	A ~ F	
	ちる特例	その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合対象児童が障害を有している場合	A ∼ H

- 注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就 労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分 する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。
- 注2 入所月内に就労することが決定していること。
- 注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者 と補助的な業務を行う協力者を区分する。
- 注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。
- 注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。
- 注6 就労につながる就学先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)。

別表第2 (第4条関係)

「同ランク内での調整指数表」

項目	細	指数
	(1) 両親不存在世帯	
 世帯状況	両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引	1 5
	き続き同様の状態が見込まれる場合	
│ │※ 就 労 先 が 確 定 した 場	(2) 母子世帯	
合に別表第1にて優先	C 可見 C T T T T T T T T T	
されているひとり親世	当する場合	
帯等・生計中心者の失	ヨッ~ゅー アー配偶者との離婚又は死別	
業については、「(5)	イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上	10
別表第1で優先されて	- ・ 配偶者の物宗文は主先不明がりが方は上 ウ 配偶者から 6 か月以上遺棄されている	
いる「ひとり親世帯	エ 婚姻によらないで母になった女子	
等 ・「(6)別表第1で	オ 離婚を前提に 6 か月以上別居している女子	
優先されている「生計		
	(3) 父子世帯	10
	母子世帯に準じる。	
用する。	(4) 生活保護世帯等	
※各細目の重複適用は	生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活して	7
しないものとする。	いる場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注1)	
(例:父子世帯と生活		
保護世帯等に該当した	別表第1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先さ	
場合は指数の高い父子	れている世帯の場合	7
世帯の扱いとする。)		
	(6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」	
	別表第1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先	7
	されている世帯の場合(注1)	
連携施設が設定されて		
いない地域型保育事業	- 卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育	
の卒園児	事業等を卒園した場合の経過措置	7
(注1)		
地域型保育事業卒園児		
で、連携施設を希望し	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施	2
ない場合	設への入所を希望しない場合	_
就労実績		2
(注2)		1
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	'
認可外保育施設等の利	保護者の就労等により、他に児童を保育する者がなく、認可外保	
用 状 況	育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望	2
	による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施	
	施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合)	
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者	1
	がなくやむを得ず職場に連れて行く場合	
同居の親族等の状況	同居の親族その他の者が65歳末満の場合	- 3
(注3)	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	- 1
	近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合	- 1
産休明け又は育休明け	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考	2
(注4)	の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)	
今回の申込み以前に育	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、	
児休業を取得し退所し	保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育	, _
 た 児 童	児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該	1 0
	児童のきょうだいについては、この限りではない。	
保護者が重度の心身障	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健	
書の場合	福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	5
(注5)	療育手帳 B 、精神障害者保健福祉手帳 2・3級の交付を受けてい	
		3

福祉事務所長が特に必	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が	
要と認めた場合	緊急に保育の実施を必要と認めた場合	
	例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児	1 5
	童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場	
	合	

- 注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。
- 注2 児童の保護者が別表第1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。
- 注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。
- 注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。
- 注5 児童の保護者が別表第1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。
- 注6 合計指数の上限は15点とする。

別表第3 (第4条関係)

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が 見込まれる世帯 (育児休業期間は除く。) (注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年 以上になる世帯 (育児休業期間は除く。) (注3) (注4) (注5)	1 ~ 5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯(注6)	1
既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重複して適用することができる。)	1
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注7)	1
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注8)	0 ~ -3

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を 勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。
- 注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。
- 注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。
- 注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、 利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(育児休業期間は除く。)」での 加点がない場合は、当該児童の年齢にかかわらず、兄・姉について本加算を行うも のとする。
- 注7 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。 ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。
- 注8 保育料の滞納状況により最大 3 とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

「別表第3においても同点となった場合の取扱い」

別表第3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯(注1)
2	所得状況のより低い世帯(注2)

- 注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に 達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。
- 注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。

-26-